

令和7年4月1日改訂

授業料等減免等事務処理の手引き

(令和7年度4月改訂版)

静岡県立看護専門学校

この手引は、授業料及び入学検定料の減免、分割納付、納付猶予及び還付の事務処理決定にあたっての詳細について記載したものです。

事務処理にあたっては、関係法令等のほか、本手引きに従い行うものとします。

(目次)

各種規程の全体像、略語の解説、様式番号の解説	2
第1章 授業料の減免関係	3
第1節 対象者、免除額、申請書類	3-7
第2節 申請の時期	8
第3節 申請の承認・不承認	9-10
第4節 家計急変者への緊急減免	11-12
第5節 要綱第2条第1号（修学支援法）による減免実施時の注意事項	13-15
第2章 授業料の分割納付関係	16
第3章 授業料の納付猶予関係	17-19
第4章 授業料の還付関係	20
第5章 入学検定料の減免関係	21-22
第6章 入学検定料の納付猶予関係	23
第7章 入学検定料の還付関係	24-25
第8章 授業料等減免等の事由の消滅等	26
第9章 その他	27

(別 紙) 生活保護法に基づく保護基準等について（要綱第2条第2号(4)関係）

(様式集)

(授業料等減免等に係る各種規程の全体像)

● 根拠法令

- 静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例
- 大学等における修学の支援に関する法律（同法施行令、施行規則含む）

● 各規程

制定者	名称	主な内容
県	静岡県立看護専門学校の授業料等減免等取扱要綱	授業料等減免等の対象者、内容、手続き方法等を定める。
国	高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領	授業料減免のうち、修学支援新制度による減免について、必要な事務処理を定める。
県	大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免事務処理に係る様式を定める要領	修学支援新制度にて、各学校で定めるものとされている様式を定める。
県	授業料等減免等事務処理の手引き (本紙)	授業料等減免等の実施に必要な詳細事項について定める。

(本手引きで用いる略語の解説)

略称	法令等
授業料等	授業料及び入学検定料
減免等	減免、分割納付、納付猶予、還付
条例	静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例
要綱	静岡県立看護専門学校の授業料等減免等取扱要綱
修学支援法	大学等における修学の支援に関する法律
修学支援新制度事務処理要領	大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免事務処理要領
機構	独立行政法人日本学生支援機構
知事	静岡県知事
校長	静岡県立看護専門学校長
前期、後期	条例第4条に規定する前期、後期
給付型奨学金	独立行政法人日本学生支援機構法が実施する給付型奨学金

(様式番号の解説)

本手引きに記載する様式を定める規程は以下のとおり。

様式番号	根拠規程
要綱様式第〇号	静岡県立看護専門学校の授業料等減免等取扱要綱
修学支援〇様式〇	大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免事務処理に係る様式を定める要領
手引様式第〇号	本手引き（授業料等減免等事務処理の手引き）

第1章 授業料の減免関係（要綱第2章関係）

第1節 対象者、免除額、申請書類

詳細は以下のとおりとする。なお、要綱第2条第1号（修学支援法）と第2号から第4号（生活保護ほか）を併用する場合は、修学支援法の規定により、第1号による免除後の授業料に、第2号から第4号のいずれかの免除を適用（上乗せ）することになるため、注意すること。

1 要綱第2条第1号（修学支援法）

対象者	修学支援法に基づく授業料減免の認定要件を満たす者
対象者詳細	修学支援新制度事務処理要領のとおり
免除額	修学支援法の定めによる以下の区分による額 ①授業料等負担が困難 第I区分（満額）、第II区分（満額の2/3）、第III区分（満額の1/3） ②多子世帯 第I区分（多子世帯）（満額）、第II区分（多子世帯）（満額）、第III区分（多子世帯）（満額）、第IV区分（多子世帯）（満額）、多子世帯（満額） ※満額…修学支援法に定める額（年166,800円）。本要件による減免の場合、本校の授業料全額（年172,000円）が減免されるわけではないので注意すること。
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 修学支援新制度事務処理要領の規定により必要な以下の書類 ① 新規申請の場合 ア 機構の給付型奨学金支給を申請する者 <input type="checkbox"/> 修学支援A様式1（授業料減免の対象者の認定に関する申請書） ※スカラネットで授業料等減免を申請しなかった学生のみ <input type="checkbox"/> 機構からの給付型奨学金採用候補者決定通知書の写（予約採用のみ） イ やむを得ない事情により機構の給付型奨学金支給を申請しない者 <input type="checkbox"/> 修学支援A様式1（授業料減免の対象者の認定に関する申請書） <input type="checkbox"/> 修学支援A様式1別紙1（申請者及び生計維持者に関する申告） および添付書類 <input type="checkbox"/> 修学支援A様式1別紙2（編入学・転学の履歴） ② 継続申請の場合 ア やむを得ない事情により機構の給付型奨学金支給を申請しない者 <input type="checkbox"/> 修学支援A様式2-1（授業料等減免の対象者の支給継続に当たっての要件等確認書） および添付書類

2 要綱第2条第2号（生活保護等）

（1）生活保護

対象者	生活保護を受けている者（生活保護法第17条に規定する生業扶助のうち技能習得費（高等学校等就学費を含む）が給付されない者に限る。）
対象者詳細	生活保護の受給資格を有していることを生活保護受給証明書により証明

	できる者。なお、生活保護受給証明書に記載された受給期限が当該学期中に満了する時は、その時点で再審査する。
免 除 額	全額
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書

(2) 里親等

対象者	里親若しくは保護受託者に委託又は児童養護施設に入所している者
対象者詳細	上記に該当することを証明する書類を提出できる者
免除額	全額
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 里親等が発行する証明書又は児童相談所長が発行する委託通知の写

(3) 就学援助

対象者	同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者
対象者詳細	同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている、又は受給が決定していることを証明する書類を提出できる者
免除額	全額
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 市町村教育委員会の発行する就学援助受給証明書

(4) 生活保護と同程度に困窮

対象者	上記(1)から(3)以外で生活保護を受けている者と同程度に困窮している者（同一世帯全員の収入が生活保護基準額の1.1倍未満の者） (※収入の審査基準等は別紙のとおり)
対象者詳細	対象者であることを証明する書類を提出できる者
免除額	全額
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 資産を証明する書類（下記参考） <input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（下記参考） <input type="checkbox"/> 生活保護基準額の算定に必要な書類（下記参考）（該当無の場合不要）

【資産を証明する書類】

- 預貯金関係
 - 金融機関の発行する残高証明書

<p><input type="checkbox"/> 金融機関の発行する取引明細書もしくは預金通帳の写（過去1年分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産関係（不動産を所有している場合） <p><input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書（評価額の分かるもの）</p> その他 <p><input type="checkbox"/> その他に保有する資産の内容を証明するもの (投資用資産として保有する金、有価証券等)</p> 										
<p>【収入を証明する書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通 <p><input type="checkbox"/> 市町村の発行する所得証明書（又は課税証明書）（最新のもの）</p> <p>※ 非課税の場合は非課税証明書</p> 勤労収入の場合 <p><input type="checkbox"/> 給与証明書（手引様式第14号）</p> <p>※ 給与証明書の提出が困難な場合、給与明細書の写（過去1年分。賞与を含む。）、源泉徴収票の写のいずれか</p> 事業収入の場合 <ul style="list-style-type: none"> 青色申告の場合 <p><input type="checkbox"/> 確定申告書の写、青色申告決算書の写（要税務署の受付印）</p> 白色申告の場合 <p><input type="checkbox"/> 確定申告書の写、収支内訳書の写（要税務署の受付印）</p> その他の収入 <p><input type="checkbox"/> 年金、手当等の受給を証明する書類の写（遺族年金、高齢者の年金、児童扶養手当、失業給付等）</p> 上記の収入に係る書類の提出が困難な場合 <p><input type="checkbox"/> 収入申告書（手引様式第15号）（養育費、預金取崩等、証明書が無い場合）</p> その他収入の審査に必要な書類 <p>以下のうち、該当するものについて提出</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>証明書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計維持者が失業中</td> <td>申立書（任意様式）</td> </tr> <tr> <td>生計維持者が傷病で就労していない</td> <td>診断書（取得できない場合申立書（任意様式））</td> </tr> <tr> <td>生計維持者が蒸発等で所在不明</td> <td>証明書（取得できない場合申立書（任意様式）） ※捜索願が警察に出されていることが原則</td> </tr> <tr> <td>離婚調停中</td> <td>離婚調停中であることの申立書（任意様式）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	証明書類	生計維持者が失業中	申立書（任意様式）	生計維持者が傷病で就労していない	診断書（取得できない場合申立書（任意様式））	生計維持者が蒸発等で所在不明	証明書（取得できない場合申立書（任意様式）） ※捜索願が警察に出されていることが原則	離婚調停中	離婚調停中であることの申立書（任意様式）
項目	証明書類									
生計維持者が失業中	申立書（任意様式）									
生計維持者が傷病で就労していない	診断書（取得できない場合申立書（任意様式））									
生計維持者が蒸発等で所在不明	証明書（取得できない場合申立書（任意様式）） ※捜索願が警察に出されていることが原則									
離婚調停中	離婚調停中であることの申立書（任意様式）									

【生活保護基準額の算定に必要な書類】

以下のうち、該当するものについて提出

項目	証明書類
障害者加算	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は国民年金証書の写
妊婦・産婦加算	母子健康手帳の写
住宅扶助	借家等の契約書及び領収書等の写
教育扶助	学校長の証明書又は学校からの通知の写
医療扶助	医師の証明書又は診断書及び医療機関の発行する領収書又は支払証明書の写
介護扶助	介護施設等の領収書又は支払証明書の写

3 要綱第2条第3号（天災等）

対象者	入校後、または入校から過去1年以内にその世帯の居住する住宅が全壊、大規模半壊・半壊、床上浸水した者。ただし、大規模災害等の特別な事情がある場合には、この限りではない。（※）
対象者詳細	上記に該当することを証明する書類を提出できる者
免除額	全壊：全額（2期を限度） 大規模半壊・半壊：半額（2期を限度） 床上浸水：2か月（当期限り）
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 市町村長、消防署長又は警察署長が発行するり災証明書

（※）大規模災害等の理由により、特別な事情があると認められる場合には、入校から過去1年以内の災害であるかによらず、弾力的に運用し、被災者への支援に努めるものとする。また、家屋に損害は無いが、特別な事情により避難生活を余儀なくされている場合等にも、その事情を減免対象者の要件に照らし、弾力的に運用する。

4 要綱第2条第4号（交通遺児等）

対象者	交通遺児等（※）であって、その世帯の主たる家計支援者の生活困窮の程度が次のいずれかに該当する者 (1) 所得税を納付しないこととなった者 (2) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者 (3) 国民年金の保険料の納付を免除されている者 (4) 同一世帯に児童扶養手当の支給を受けている者がいる者 (5) 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者
対象者詳細	上記に該当することを証明する書類を提出できる者
免除額	全額

申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 交通遺児等である証明書（警察の事故証明書、死亡診断書又は後遺障害等認定票等） <input type="checkbox"/> 生活困窮と認められる条件に従い、以下の書類のいずれか											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #f0e68c;">条件</th> <th style="text-align: center; background-color: #f0e68c;">必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 所得税を納付しないこととなった者</td> <td style="text-align: center;">市町村長等が発行する課税証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者</td> <td style="text-align: center;">市町村長等が発行する課税証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 国民年金の保険料の納付を免除されている者</td> <td style="text-align: center;">社会保険事務所長が発行する決定通知書の写</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4) 同一世帯に児童扶養手当の支給を受けている者がいる者</td> <td style="text-align: center;">県又は市が発行する児童扶養手当受給証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5) 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者</td> <td style="text-align: center;">市町村教育委員会が発行する就学援助受給証明書</td> </tr> </tbody> </table>	条件	必要書類	(1) 所得税を納付しないこととなった者	市町村長等が発行する課税証明書	(2) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者	市町村長等が発行する課税証明書	(3) 国民年金の保険料の納付を免除されている者	社会保険事務所長が発行する決定通知書の写	(4) 同一世帯に児童扶養手当の支給を受けている者がいる者	県又は市が発行する児童扶養手当受給証明書	(5) 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者
条件	必要書類											
(1) 所得税を納付しないこととなった者	市町村長等が発行する課税証明書											
(2) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者	市町村長等が発行する課税証明書											
(3) 国民年金の保険料の納付を免除されている者	社会保険事務所長が発行する決定通知書の写											
(4) 同一世帯に児童扶養手当の支給を受けている者がいる者	県又は市が発行する児童扶養手当受給証明書											
(5) 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者	市町村教育委員会が発行する就学援助受給証明書											

(※) 交通遺児等…保護者が自動車事故により死亡または重度の後遺障害を負った者。

障害の場合は、自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表第1の後遺障害第1級又は第2級及び別表第2の後遺障害第1級から第3級までに該当すること。なお、事故発生時期は、当該年度内に限らず、在学以前であっても該当する。

第2節 申請の時期

1 標準的な申請の時期

前期、後期ごとに、以下の時期とする。

区分	前期	後期
校内掲示	2月上旬	7月上旬
書類交付	2月中旬～申請期限まで	7月中旬～申請期限まで
申請受付	申請期限前1か月から	
申請期限	校長が指定する日	

※申請時期に休学中の者であっても、授業料の減免を受ける場合には、上記の時期に申請することが必要であるため、注意すること。

(例) 4月1日～6月30日休学、7月1日から復学の場合

区分	4月～6月分授業料	7月～9月分授業料
減免申請有り（承認）	納付義務無し	減免
減免申請無し	納付義務無し	<u>要納付</u>

2 授業料の納付猶予に伴う授業料減免申請期限の延長

授業料の納付猶予を認められた者については、授業料減免の申請期限を延長することができる。このときの延長後の減免申請期限は、第3章に記載のとおりとする。

3 併用申請時の申請期限の考え方

要綱第2条第1号（修学支援法）と第2号から第4号（生活保護ほか）については、併用申請が可能である。このとき、一方あるいは両方の減免理由について授業料の納付猶予の承認を受け、授業料減免申請期限の延長を受けた場合には、併用する減免理由のうち、遅い方の申請期限に合わせ、一括して授業料の減免を申請させることとする。

第3節 申請の承認・不承認

1 減免対象者として認められる場合

(1) 知事への承認申請

校長は、申請書類の実情を調査した結果、申請者が授業料減免対象者として認められる場合は、下記の書類を知事へ送付し、承認を申請するものとする。なお、承認申請は授業料納付猶予の有無、給付型奨学金の採用区分、家計急変事由等により、複数回に分かれて行うことが想定される。

- 要綱第4条に規定する書類（第1節に記載した減免申請者の申請書類。原本。）
- 授業料減免に係る意見書（手引様式第1号）
- 減免区分が要綱第2条第1号（修学支援法）の場合、修学支援法に基づく授業料減免の対象者であることを証明する書類（機構の奨学金業務システム画面の印刷等、給付型奨学金の支援区分が分かるもの。）

(2) 授業料減免の決定

知事は、上記の書類を受理したときは、速やかに校長あてに承認、不承認の旨を通知する。

(3) 申請者への減免決定通知

校長は、知事より授業料減免の決定があった場合は、直ちに下記の書類を申請者に交付するものとする。

- 授業料減免承認・不承認決定通知書（手引様式第3号）
- 減免区分が要綱第2条第1号（修学支援法）の場合、修学支援新制度事務処理要領の規定により必要な以下の通知
 - ① 新規申請の場合
 - － 通常の申請（家計急変以外）
 - 修学支援A様式3-1（授業料減免認定結果通知書）
 - － 家計急変による申請
 - 修学支援A様式3-3②（授業料減免認定結果通知書（家計急変））
 - ② 繼続申請の場合
 - ア 学業成績に係る適格認定を実施した場合
 - （看護1学科は年度末、看護2学科および助産学科は半期ごと）
 - － 適格認定の結果が「警告」に該当する場合
 - 修学支援A様式4-1（適格認定における学業成績の判定結果通知（警告））
 - － 適格認定の結果が「廃止」「警告」に該当しない場合
 - 修学支援A様式4-2（適格認定における学業成績の判定結果通知）
 - イ 家計状況に係る適格認定を実施した場合
 - （年1回。家計急変の場合は事由発生後15か月経過まで3か月ごと。）
 - － 判定の結果、認定事由を変更する必要がある場合
 - 学生にA様式2-3を提出させた上で、A様式3-4を交付
 - － 家計急変以外の者で、適格認定の結果が「停止」に該当しない場合
 - 修学支援A様式4-3（適格認定における収入額・資産額の判定結果通知）
 - － 家計急変者で、適格認定の結果が「停止」に該当しない場合
 - 修学支援A様式4-4（適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（家計急変））

2 減免対象者として認められない場合

校長は、申請書類の実情を調査した結果、申請者が減免対象者として認められない場合は、下記の書類を当該申請者に交付するものとする。

- 授業料減免申請対象外通知書（手引様式第2号）
- 減免区分が要綱第2条第1号（修学支援法）の場合、修学支援新制度事務処理要領の規定により必要な以下の通知
 - ① 新規申請の場合
 - 修学支援A様式3-2（授業料等減免認定結果通知書（不承認））
 - ② 継続申請で修学支援新制度事務処理要領の「廃止」に該当する場合
 - 修学支援A様式5（認定取消通知書）
 - ③ 継続申請で修学支援新制度事務処理要領の「停止」に該当する場合
 - 修学支援A様式6（認定の効力の停止に関する通知）

3 減免実施後の授業料の納付（減免実施後に納付すべき授業料がある場合）

（1）納入通知書の発行

校長は、減免対象者が減免実施後に納付すべき授業料がある場合には、納入通知書を発行し、当該減免申請者に納付させるものとする。このときの納付期限の基本的な考え方は以下のとおり。

区分	納付期限
納付猶予の承認を受けている場合 (正規の授業料納付期後に減免決定)	納付猶予期限 (納付猶予承認・不承認決定通知書に記載)
納付猶予の承認を受けていない場合 (正規の授業料納付期限までに減免決定)	正規の授業料納付期限 (前期：4月末日、後期：10月末日)

（2）督促

校長は、納付すべき授業料が納付期限内に納付されなかった場合は、支払われなかった授業料について督促状を発行する。

4 併用申請で一部承認となった場合

要綱第2条第1号（修学支援法）と、第2号から第4号（生活保護ほか）については、併用申請が可能であるため、どちらか一方の申請のみが承認され、もう一方の申請は対象外となる場合が発生し得る。このときは、以下の例を参考に処理する。

(例) 要綱第2条第1号（修学支援法）が対象外、第2号（生活保護）が承認 ※生活保護受給者が、学業成績等により修学支援法に基づく減免の対象外等	
第1号（修学支援法） ⇒減免対象外	上記「2 減免対象者として認められない場合」により処理
第2号（生活保護） ⇒減免承認	上記「1 減免対象者として認められる場合」により処理 (結果は「一部承認」を選択)

第4節 家計急変者への緊急減免

修学支援新制度では、生計維持者の死亡等により世帯収入が大きく減少し、家計が急変する場合には、緊急の減免を行うこととなっている。同制度について、制度公平生の観点から、修学支援法に基づく減免以外の理由による減免にも適用するものとし、その詳細は以下のとおりとする。

1 緊急減免の対象者

以下①、②の両方を満たす者とする。

- | |
|--|
| ① 修学支援新制度事務処理要領に規定する「家計急変事由」に該当する者 |
| ② 当該事由の発生により、要綱第2条に規定する減免要件に該当することとなる者 |

※「①修学支援新制度事務処理要領に規定する家計急変事由に該当する者」の詳細

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる者

事由	証明書類
A：生計維持者の方（又は両方）が死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票の写（死亡日記載）
B：生計維持者の方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・雇用主による病気休職による証明
C：生計維持者の方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

※②要綱第2条各号における緊急減免の対応

要綱	緊急減免	備考
第2条第1号 (修学支援法)	適用	詳細は修学支援新制度事務処理要領による。家計急変事由に該当した上で、学業成績や家計が基準を満たす必要。
第2条第2号 (生活保護等)	適用	家計急変事由により世帯収入が大きく減少した結果、生活保護等を受けることとなった場合、対象とする。
第2条第3号 (天災等)	適用	修学支援新制度では、住宅が全壊等しても、世帯収入が減少し住民税非課税世帯等にならない場合は緊急減免の対象外だが、被災時にはより柔軟な支援が必要と考え、対象とする。
第2条第4号 (その他)	適用	家計急変事由により世帯収入が大きく減少した結果、国民年金納付免除等を受けることとなった場合、対象とする。

2 減免内容の詳細

(1) 免除額

第1節に記載した減免事由ごとの免除額を、下記(3)に定める免除期間により月割等し算定する。算定方法、端数調整の考え方は、本章第5節のとおり。

(2) 申請時期

要綱	申請時期
第2条第1号 (修学支援法)	随時。ただし、原則として家計急変事由発生後3か月以内(※)に申請するものとする。(修学支援新制度事務処理要領)
第2条第2号～第4号 (生活保護ほか)	随時。ただし、原則として減免実施の根拠となる事実の認定の日以降2週間以内に速やかに申請するものとする。

※家計急変事由の発生が入学前の場合や、申請が家計急変事由の発生から3か月を経過した場合の取り扱いは、修学支援新制度事務処理要領を確認のこと。

(3) 免除の開始時期、免除期間

① 第2条第1号(修学支援法)の場合

免除の開始時期	修学支援新制度事務処理要領の規定のとおり(認定月又は家計急変事由発生のいずれか早い月から)
免除期間(原則)	家計急変事由発生から15か月が経過するまで:3か月 家計急変事由発生から15か月経過後:1年(※)

※家計急変事由発生の2年後の10月分より平常化され、通常の減免と同じ扱いになる。

② 第2条第2号～4号(生活保護ほか)の場合

免除の開始時期	減免実施の根拠となる事実の認定が月の初日の場合:認定月から 減免実施の根拠となる事実の認定が月の途中の場合:認定月の翌月から
免除期間(原則)	減免の認定月から当該学期の末月まで

(4) 申請書類(新規申請の場合)

第1節に記載した書類に加え、以下の書類を提出すること。なお、以下の様式は修学支援新制度事務処理要領では給付型奨学金を申し込まない場合のみ提出することとなっているが、本校においては事務処理の都合上、全員に提出を求めるとしているので注意すること。

- 修学支援A様式1別紙3(家計の急変に係る申告書)
- 修学支援A様式1別紙4(休職証明書)(※該当者のみ)
- 家計急変の事由に応じた家計急変事由を証明する書類

(5) 申請の承認・不承認

通常の減免と同様、第3節に記載した方法により行う。

3 授業料納付の猶予

家計急変事由が生じたことにより、授業料の減免について事前相談を行った者については、その後に徴収を予定していた授業料がある場合、その納付を一旦猶予する。詳細は第3章参考。

4 納付済授業料の還付

家計急変者への緊急減免により、納付済の授業料が減免対象となった場合には、還付が必要となる。詳細は第4章参考。

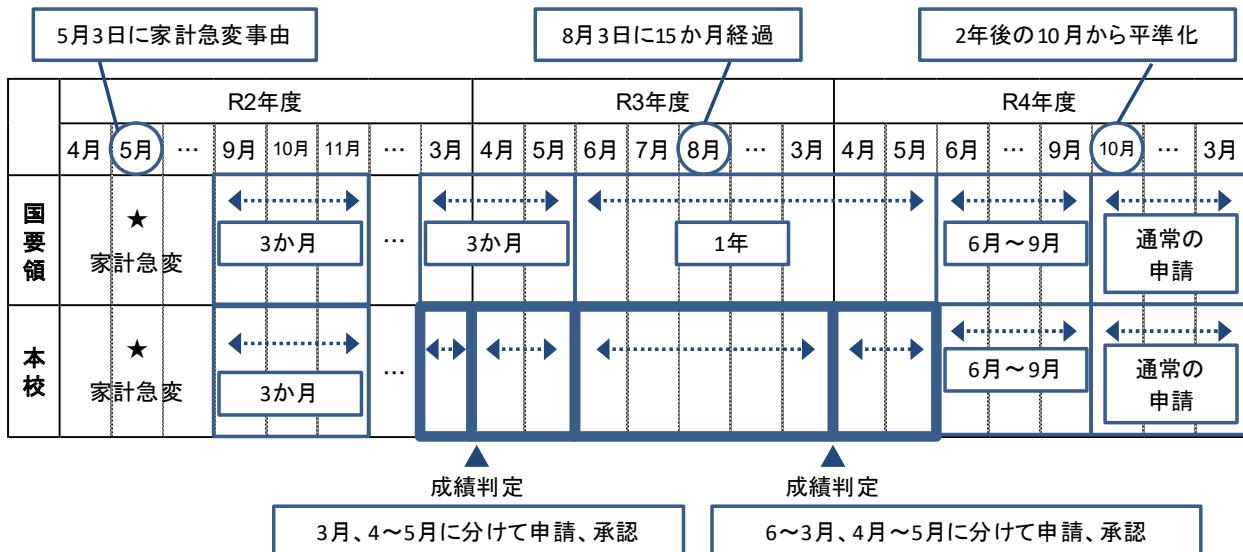
5 緊急減免の継続申請

(1) 要綱第2条第1号（修学支援法）の場合

① 申請時期

原則として、減免を希望する期間の初日の30日前までとする。なお、継続申請は修学支援新制度事務処理要領に従い、家計急変事由発生から15か月が経過するまでは3か月ごとの申請、15か月経過後は1年ごとの申請とするが、申請期間中に学業成績の判定が行われる場合には、その前後で区切って申請するものとする。

（例：令和2年5月3日に家計急変、9月に減免が認定された場合）



② 申請書類

第1節に記載した書類に加え、以下の書類を提出すること。なお、以下の様式は修学支援新制度事務処理要領では給付型奨学金を申し込まない場合のみ提出することとなっているが、本校においては事務処理の都合上、全員に提出を求めるとしているので注意すること。

修学支援A様式2-2（家計急変の事由が生じた者に関する現況届）

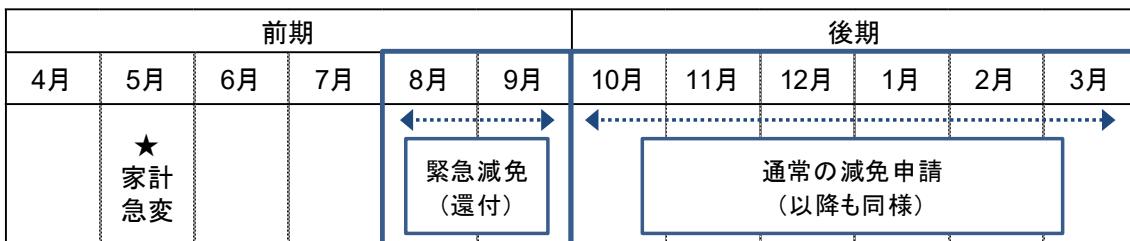
③ 免除期間、申請の承認・不承認

上記2に記載のとおり。

(2) 要綱第2条第2号～第4号（生活保護ほか）の場合

特例的な取り扱いは初回のみとし、以降は通常の減免申請として取り扱う。

（例：5月に家計急変、8月に減免が認定された場合）



第5節 要綱第2条第1号（修学支援法）による減免実施時の注意事項

要綱第2条第1号（修学支援法）による減免は、修学支援新制度に基づき実施するため、他の減免要件とは取扱いが異なる点がある。主な相違点について以下にまとめるが、事務処理にあたっては、修学支援新制度事務処理要領を十分に確認の上行うこと。

1 主な相違点

項目	要綱第2条第1号 (修学支援法)	要綱第2条第2号～第4号 (生活保護ほか)																																				
根拠法令	修学支援法、条例	条例																																				
入学要件	高校卒業後2年以内に入学	無し																																				
国籍要件	要日本国籍	無し																																				
成績要件	有り	無し																																				
休学	<p>減免を「停止」。<u>要追加徴収</u>。</p> <p>例：前期の減免承認⇒7月～休学</p> <table border="1"> <tr> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td></tr> <tr> <td>通常</td><td colspan="5">休学</td></tr> <tr> <td>◎減免</td><td colspan="5">×減免「停止」 要追加納付</td></tr> </table>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	通常	休学					◎減免	×減免「停止」 要追加納付					<p>減免継続。<u>追加徴収不要</u>。</p> <p>例：前期の減免承認⇒7月～休学</p> <table border="1"> <tr> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td></tr> <tr> <td>通常</td><td colspan="5">休学</td></tr> <tr> <td colspan="6">◎減免</td></tr> </table> <p>減免は取消されず、追加納付不要</p>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	通常	休学					◎減免					
4月	5月	6月	7月	8月	9月																																	
通常	休学																																					
◎減免	×減免「停止」 要追加納付																																					
4月	5月	6月	7月	8月	9月																																	
通常	休学																																					
◎減免																																						
懲戒処分	処分内容により「停止」「廃止」	特段の定めなし																																				

2 減免対象者としての認定と減免額の関係

修学支援法による減免の場合、一度減免を認められた者は、認定の「取消」（支援の「廃止」（成績不振による留年等））とならない限り、減免対象とならない期間があっても、対象者としての認定は継続していく。このため、減免が無い期間にも、適格認定等の事務が必要となる。修学支援新制度事務処理要領を確認の上、適切に対応すること。

要綱第2条第1号（修学支援法）						要綱第2条第2号～第4号（生活保護ほか）									
(イメージ)						(イメージ)									
		1年生		2年生		3年生				1年生		2年生		3年生	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			前期	後期	前期	後期	前期	後期
対象者としての認定															
減免	I区分 (満額)														
	II区分 (2/3)														
	III区分 (1/3)														
	無し (停止)														
減免が無い期間も、「対象者としての認定」は継続。適格認定等の事務が必要。						「対象者としての認定」 = 「減免」									

3 月割額等の算定方法、端数処理の考え方

家計急変者への緊急減免や中途復学者への減免等の場合、月割等で減免額を算定する必要が生じる。この場合の算定方法および端数処理方法は、以下のとおりとする。

(1) 要綱第2条第1号（修学支援法）の場合

修学支援新制度事務処理要領の規定により、減免額は月割で算定するものとし、端数処理は月単位の減免額を半期分合計した額に対し、10の位以下の金額を切り上げ、100円単位で免除する。

例：家計急変者が4月～9月で第III区分（満額の1/3）の減免を受ける場合

$$\text{月割の減免額} = 166,800 \text{円} \times 1/3 \div 12 \text{か月} = 4,633.3\cdots\text{円}$$

時期	減免前授業料	減免額	免除後授業料
4月	14,334円	4,633.3…円	9,700.6…円
5月	14,334円	4,633.3…円	9,700.6…円
6月	14,333円	4,633.3…円	9,699.6…円
7月	14,333円	4,633.3…円	9,699.6…円
8月	14,333円	4,633.3…円	9,699.6…円
9月	14,333円	4,633.3…円	9,699.6…円
計	① 86,000円	27,799.9…円 ⇒② 27,800円	(①-②) ⇒58,200円

(2) 第2条第2号～第4号（生活保護ほか）の場合

免除期間を通算して算定するものとし、1円未満の端数を切り上げ、円単位で切り上げて免除する。（期間途中での復学者に係る授業料徴収と同じ考え方）

例：全額の免除の場合 全額=授業料年額=172,000円

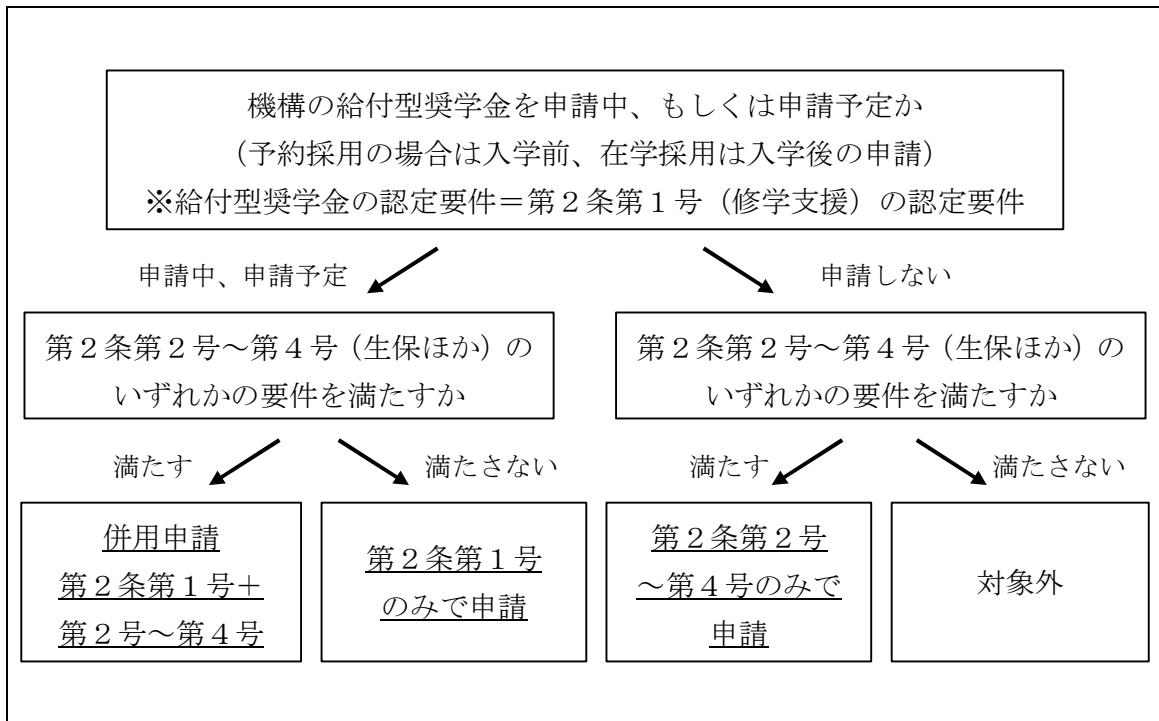
免除期間	免除額
6か月	172,000円 ÷ 12か月 × 6か月 = 85,999.9…円 ⇒ 86,000円
5か月	172,000円 ÷ 12か月 × 5か月 = 71,666.6…円 ⇒ 71,667円
4か月	172,000円 ÷ 12か月 × 4か月 = 57,333.3…円 ⇒ 57,334円
3か月	172,000円 ÷ 12か月 × 3か月 = 42,999.9…円 ⇒ 43,000円
2か月	172,000円 ÷ 12か月 × 2か月 = 28,666.6…円 ⇒ 28,667円
1か月	172,000円 ÷ 12か月 × 1か月 = 14,333.3…円 ⇒ 14,334円

4 併用申請の考え方

授業料の減免については、要綱第2条第1号（修学支援法）と第2号～第4号（生活保護ほか）の併用申請可能としている。

実際には、第2号～第4号で「全額」の減免を受けられる学生にとって、併用申請しても減免額に変わりはなく、学生自身には特段の利点は無い。しかし、修学支援新制度は、給付型奨学金と授業料減免が一体となった制度であること、修学支援法に基づく機関要件の確認を受けた学校は、同法に基づいた減免を優先して実施する義務が生じることから、第1号の減免要件を満たす者については、同号による減免を申請させるものとする。申請理由の判断は、以下の判断フロー参考。

(減免の申請理由の判断フロー)



第2章 授業料の分割納付関係（要綱第3章関係）

第1節 対象者、申請書類

詳細は以下のとおりとする。なお、家計急変者への緊急対応については、授業料分割納付は適用外とする。

1 要綱第2条に規定する者

対象者	要綱第2条に規定する授業料減免の要件を満たす者
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料分割納付申請書（要綱様式第3号） <input type="checkbox"/> 授業料減免申請書類に準じた書類（第1章第1節参考）

2 生活保護同程度困窮に近似

対象者	同一世帯全員の収入が生活保護基準額の1.1倍に近似している者
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料分割納付申請書（要綱様式第3号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 資産を証明する書類（第1章第1節の2(4)参考） <input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（第1章第1節の2(4)参考） <input type="checkbox"/> 生活保護基準額の算定に必要な書類（第1章第1節の2(4)参考） (該当無しの場合不要)

3 その他の特別な事情

対象者	その他の特別な事情があると校長が認める者
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料分割納付申請書（要綱様式第3号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 事情の内容により校長が必要と認める書類

第2節 申請の時期

授業料の減免申請と同様とする。第1章第2節参考。

第3節 申請の承認・不承認

1 申請者への分割納付決定通知

校長は、申請書類の実情を調査した結果を、授業料分割納付承認・不承認決定通知書（手引様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 知事への報告

校長は、授業料分割納付の決定の都度、速やかに知事に報告しなければならない。

第3章 授業料の納付猶予関係（要綱第4章関係）

第1節 対象者、猶予期限、申請書類、延長後の授業料減免申請期限

詳細は以下のとおりとする。なお、猶予期限については、以下の定めによらず、前期の授業料については9月末、後期の授業料については3月末を越えないものとする。

1 授業料の減免を申請しようとする者のうち、授業料減免の申請期限までに、減免対象者であることを示すことが困難なやむを得ない事情がある者

(1) 猶予期限、申請書類（共通）

猶予期限	授業料減免承認・不承認または減免申請対象外の決定の日から1か月以内
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料納付猶予申請書（要綱様式第3号）

(2) 減免事由別の猶予対象者、延長後の授業料減免申請期限

① 要綱第2条第1号（修学支援法）の場合

対象者	機構の給付型奨学金（新制度）の認定が当該授業料減免の申請期限に間に合わない者（新規申請の場合は原則全員該当）
延長後減免申請期限	延長対象外（本要件による減免は、減免申請時には減免実施根拠となる機構の給付型奨学金の認定結果は不要なため。）

② 要綱第2条第2号（生活保護等）の場合

ア 生活保護

対象者	当該年度の以下の期日まで生活保護認定の申請をしたが、授業料減免の申請期限までに保護決定が行われない者 【前期】4月1日【後期】10月1日
延長後減免申請期限	生活保護決定の日から2週間以内

イ 里親、児童養護施設

対象者	授業料減免の申請期限までに証明書の提出が困難なやむを得ない事情があると認められる者
延長後減免申請期限	証明書発行の日から2週間以内

ウ 就学援助

対象者	当該年度の以下の期日まで就学援助の申請をしたが、授業料減免の申請期限までに受給決定が行われない者 【前期】市町村が定める4月分からの就学援助受給の申請締切 【後期】市町村が定める10月分からの就学援助受給の申請締切
延長後減免申請期限	就学援助受給決定の日から2週間以内

エ 生活保護と同程度に困窮

授業料納付猶予の対象外とする。

③ 要綱第2条第3号（天災等）の場合

対象者	やむを得ない事情により、り災証明書の提出が授業料減免の申請期限に間に合わない者
延長後減免申請期限	り災証明書発行の日から2週間以内

④ 要綱第2条第4号（その他）の場合

対象者	やむを得ない事情により、生活困窮と認められることを証明する各決定が授業料減免の申請期限に間に合わない者。その詳細は以下のとおりとする。
延長後減免申請期限	各決定の日から2週間以内

（要綱第2条第4号（その他）の納付猶予対象者の詳細）

生活困窮の条件	対象者詳細
(1) (2) 所得税、市町村民税	納付猶予対象外（公的機関への申請、承認等が無く、猶予する理由が無いため）
(3) 国民年金保険料 納付免除	当該年度の以下の期日まで国民年金保険納付免除の申請をしたが、授業料減免の申請期限までに免除決定が行われない者 【前期】4月1日【後期】10月1日
(4) 児童扶養手当	当該年度の以下の期日まで児童扶養手当の申請をしたが、授業料減免の申請期限までに受給決定が行われない者 【前期】市町村が定める4月分からの支給の申請締切 【後期】市町村が定める10月分からの支給の申請締切
(5) 就学援助	上記1(2)ウに同じ

⑤ 災害等の真にやむを得ない理由による者（各減免事由共通）

対象者	災害、傷病、その他本人の責めに帰すべき事情がない真にやむを得ない理由により、授業料減免の申請期限までに申請書類を提出できない者
延長後減免申請期限	真にやむを得ない理由がやんだ後15日以内

2 家計急変事由

対象者	家計急変事由が生じたことにより、授業料の緊急減免について事前相談を行った者
猶予期限	【前期】9月末日まで【後期】3月末日まで
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料納付猶予申請書（要綱様式第3号）
延長後減免申請期限	延長対象外（家計急変者への緊急減免は随時の申請が可能なため）

第2節 申請の時期

授業料の減免申請と同様とする。第1章参考。

第3節 申請の承認・不承認

1 申請者への納付猶予決定通知

校長は、申請書類の実情を調査した結果を、授業料納付猶予承認・不承認決定通知書（手引様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 知事への報告

校長は、授業料納付猶予の決定の都度、速やかに知事に報告しなければならない。

第4節 注意事項

1 納付猶予の承認を受けた者が授業料の減免を申請しない場合

授業料の納付猶予は、納付猶予の承認を受けた後、授業料の減免を申請することが前提となっているが、場合によっては、やむを得ず授業料の減免を申請できない事態が起こり得る（例：生活保護や就学援助が認定されなかった、家屋の被害が認定されなかった等）。この場合、対象者から速やかにその旨を報告させるとともに、事実関係を確認の上、減免を申請できないことがやむを得ない事情によるものと認められる場合は、第1節に記載の納付猶予期限を準用し、所定の授業料を納付させるものとする。ただし、授業料の減免を申請しない理由が、やむを得ない事情によるものとは認められない場合には、当該事実の判明後、速やかに所定の授業料を納付させるものとする。

2 その他

授業料の納付猶予は、授業料の減免を申請しようとする者が、本人事情によらないやむを得ない事情により、授業料減免の申請期限までに申請書類を提出できない場合および家計急変者に限定している。

単に、一時的に家計が苦しい場合や申請が遅れた場合等は、納付猶予の対象とならないため注意すること。また、納付猶予対象者は、提出書類が整い次第、速やかに授業料減免申請を行うものとする。

第4章 授業料の還付関係（要綱第5章関係）

第1節 対象者、還付の額

対象者は授業料減免の承認を受けた者のうち、当該授業料について、納付済の授業料がある者とし、その還付額は、免除を認められた授業料のうち、納付済の額とする。なお、還付については、基本的に家計急変者への緊急減免における場合のみを想定している。

（例1）家計急変者への緊急減免で要綱第2条第1号（修学支援法）の場合

4月：前期分授業料を納付 5月：家計急変事由発生 8月：減免申請 9月：承認
⇒9月分の授業料の減免が認められ、還付

4月	5月	6月	7月	8月	9月
○ 前期分 授業料納付	★ 家計急変 事由発生	→	→	□ 減免申請	★ 承認 (4か月目)
減免対象外					◎減免対象 還付

（例2）家計急変者への緊急減免で要綱第2条第2号(1)（生活保護）の場合

4月：前期分の授業料を納付 5月：家計急変事由発生
7月：生活保護に認定（7月20日） 8月：減免申請、承認
⇒保護の認定が月の途中のため、翌月8月～9月分の授業料の減免が認められ、還付

4月	5月	6月	7月	8月	9月
○ 前期分 授業料納付	★ 家計急変 事由発生	→	★ 生活保護 認定（20日）	□ 減免申請 承認	
減免対象外					◎減免対象 還付

第2節 還付の決定、対象者への通知、還付の実施

1 還付の決定

授業料減免の決定をもって、授業料還付の決定があつたものとする。

2 対象者への通知

授業料還付対象者への通知は、授業料減免の承認決定通知に併せて、授業料減免承認不承認決定通知書（手引様式第3号）により対象者に通知するものとする。

3 還付の実施

校長は、原則として還付の決定があつた日から15日以内に還付対象者に当該授業料を還付するものとする。なお、還付処理には対象者の振込口座の確認が必要であるため、注意すること。

第5章 入学検定料の減免関係（要綱第6章関係）

第1節 対象者、免除額、申請書類、申請期限

対象者	当該入学試験実施日から過去1年以内にその世帯の居住する住宅が全壊、大規模半壊・半壊した者。ただし、大規模災害等の特別な事情がある場合には、この限りではない。（※）
対象者詳細	上記に該当することを証明する書類を申請期限までに提出できる者
免除額	全壊：全額 大規模半壊・半壊：半額
申請書類	<input type="checkbox"/> 入学検定料減免申請書（要綱様式第4号） <input type="checkbox"/> 市町村長、消防署長又は警察署長が発行するり災証明書（※1） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの）（※2） ※1 …当該年度の別の入学試験で既にり災証明書の原本を提出している場合には、写の提出で可。 ※2 …り災証明書の証明内容と申請者の関係が分かる内容であること。
申請期限	入学願書の提出時 ただし、入学検定料の納付猶予（第6章）の承認を受けたものについては、申請時期を延長することを妨げない。このときの申請期限は、入試実施日の2週間前を限度とし、都度校長が定めることとする。

（※）大規模災害等の理由により、特別な事情があると認められる場合には、入学試験実施日から過去1年以内の災害であるかによらず、弾力的に運用し、被災者への支援に努めるものとする。また、家屋に損害は無いが、特別な事情により避難生活を余儀なくされている場合等にも、その事情を減免対象者の要件に照らし、弾力的に運用する。

第2節 申請の承認・不承認等

1 減免対象者として認められる場合

（1）知事への承認申請

校長は、申請書類の実情を調査した結果、申請者が入学検定料減免対象者として認められる場合は、下記の書類を知事へ送付し、承認を申請するものとする。

- 要綱第23条に規定する書類（第1節に記載の申請書類。原本。）
- 入学検定料減免に係る意見書（手引様式第6号）

（2）減免の決定

知事は、上記の書類を受理したときは、速やかに校長あてに承認、不承認の旨を通知する。

（3）申請者への減免決定通知

校長は、知事より入学検定料減免の決定があった場合は、直ちに入学検定料減免承認・不承認決定通知書（手引様式第8号）を申請者に交付するものとする。

2 減免対象者として認められない場合

校長は、申請書類の実情を調査した結果、申請者が減免対象者として認められない場合は、入学検定料減免申請対象外通知書（手引様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。

3 減免申請が対象外、不承認となった入学検定料の納付

入学検定料の減免申請が対象外もしくは不承認となった者は、当該入学検定料を当該入学試験の試験日の前日までに、静岡県収入証紙により納付しなければならない。

このとき、当該入学試験の選抜が複数の段階に分かれている場合は、先に実施される選抜の前日までを納付期限とする。なお、納付期限までに当該入学検定料が納付されない場合には、当該者の入学試験受験を認めない。

第3節 注意事項

1 減免申請額が半額の場合の差額納付

減免申請額が半額（被害の程度が大規模半壊・半壊）の場合、減免対象とならない入学検定料（半額：2,350円）について、入学願書を提出する際、県収入証紙により納付しなければならないので注意すること。

2 その他

入学検定料の減免事務は、処理期間が非常に短いことに加え、申請書類の受理後に不備等が判明した場合には、申請者との連絡や不備解消に不測の日時を要する可能性がある。このため、申請者の書類提出時にその内容を十分に確認し、不備のない書類のみを受理するよう、特段の注意を払うこと。

第6章 入学検定料の納付猶予関係（要綱第7章関係）

第1節 対象者、猶予期限、申請書類、申請期限

対象者	入学検定料の減免を申請しようとする者で、やむを得ない事情により、り災証明書の提出が入学検定料減免の申請期限に間に合わない者
猶予期限	入試実施日の前日まで (入学試験の選抜が複数の段階に分かれている場合は、先に実施される選抜の日の前日まで)
申請書類	<input type="checkbox"/> 入学検定料納付猶予申請書（要綱様式第5号）
申請期限	入学願書の提出時

第2節 申請の承認・不承認

(1) 申請者への納付猶予決定通知

校長は、申請書類の実情を調査した結果を、入学検定料納付猶予承認・不承認決定通知書（手引様式第9号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(2) 知事への報告

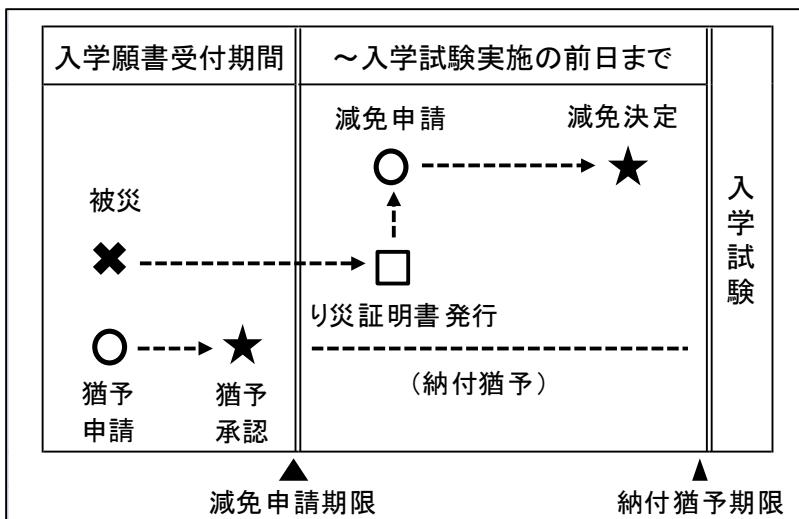
校長は、入学検定料納付猶予の決定の都度、速やかに知事に報告しなければならない。

第3節 注意事項

納付猶予が承認された場合にも、延長後の減免申請期限（入試実施日の2週間前が限度）までに減免申請書類の提出が行えない場合は、納付が必要となる。このため、延長後の減免申請期限までに、確実にり災証明書の提出が見込まれる者のみ、納付猶予の申請を受理すること。それ以外の者は、入学願書の出願時に正規の入学検定料を納付した後、第7章に記載する入学検定料の還付により、対応すること。

なお、入試によっては入学願書の締切日から入試の実施日まで2週間程度の場合もあり、この場合は、入学検定料の納付猶予を行う余地は無い。

（入学検定料納付猶予のイメージ）



第7章 入学検定料の還付関係（要綱第8章関係）

第1節 対象者、還付額、申請書類、申請期限

対象者	当該入学試験実施日から過去1年以内にその世帯の居住する住宅が全壊、大規模半壊・半壊した者のうち、やむを得ない事情により入学検定料の減免を申請できず、所定の入学検定料を納付した者。ただし、大規模災害等の特別な事情がある場合には、この限りではない。（※）
対象者詳細	上記に該当することを証明する書類を申請期限までに提出できる者
還付額	全壊：全額 大規模半壊・半壊：半額
申請書類	<input type="checkbox"/> 入学検定料還付申請書（要綱様式第6号） <input type="checkbox"/> 市町村長、消防署長又は警察署長が発行する災證明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの）（※） <input type="checkbox"/> 預金通帳の写（振込口座に係る必要な事項が分かるページ） ※…り災證明書の証明内容と申請者の関係が分かる内容であること。
申請期限	原則、入学試験実施年度の2月末日まで。ただし、特別な事情がある場合にはこの限りではない。（※）

（※）大規模災害等の理由により、特別な事情があると認められる場合には、入学検定料減免（第5章第3節）と同様に、弾力的な運用により、被災者の救済に努めるものとする。

第2節 申請の承認・不承認、還付の実施

1 還付対象者として認められる場合

（1）知事への承認申請

校長は、申請書類の実情を調査した結果、申請者が入学検定料還付対象者として認められる場合は、下記の書類を知事へ送付し、承認を申請するものとする。

- 要綱第34条に規定する書類（第1節の申請書類。原本。）
- 入学検定料還付に係る意見書（手引様式第10号）

（2）還付の決定

知事は、上記の書類を受理したときは、速やかに校長あてに承認、不承認の旨を通知する。

（3）申請者への還付決定通知

校長は、知事より入学検定料還付の決定があった場合は、直ちに入学検定料還付承認・不承認決定通知書（手引様式第12号）を申請者に交付するものとする。

（4）還付の実施

校長は、原則として還付の決定があった日から15日以内に、口座振込により、還付対象者に当該入学検定料を還付するものとする。

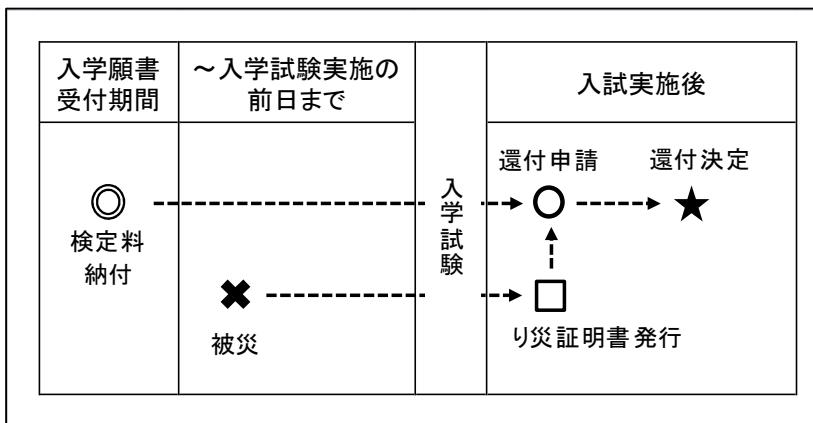
2 還付対象者として認められない場合

校長は、申請書類の実情を調査した結果、申請者が還付対象者として認められない場合は、入学検定料還付申請対象外通知書（手引様式第11号）を当該申請者に交付するものとする。

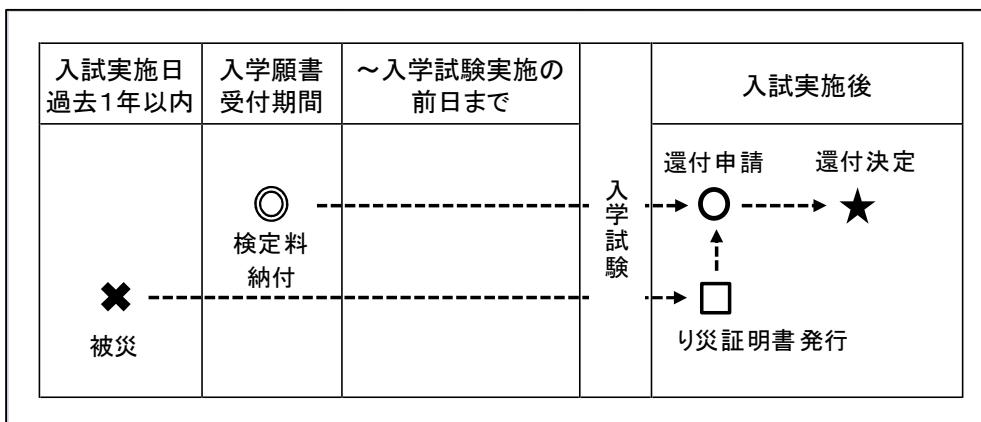
第3節 注意事項

入学願書の提出時にり災証明書の発行が可能な場合は、基本的に入学検定料の還付ではなく、減免により対応すること。また、入学検定料の納付猶予で対応可能な場合には、納付猶予により対応すること。

(入学検定料還付のイメージ① 検定料納付から入試実施日までに被災)



(入学検定料還付のイメージ② り災証明書の発行が長期化)



第8章 授業料等減免等の事由の消滅等（要綱第9章関係）

第1節 授業料等減免等の事由の消滅

1 授業料等減免等の事由の消滅の届出

授業料等の減免等の承認を受けた者は、当該減免等の事由が消滅したときは、速やかに授業料等減免等事由消滅届（要綱様式第7号）によりその旨を届け出なければならない。

第2節 授業料等減免等の取り消し

1 授業料等減免の取り消し

- (1) 校長は、授業料等減免の承認を受けた者が要綱第38条の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。
- (2) 校長は、授業料等減免の取り消しの決定があった場合には、その理由を示して、文書により当該取り消しを受けた者に、その旨を通知しなければならない。
- (3) 校長は、授業料等減免の取り消しを受けた者から、その取り消しに係る授業料を徴収するものとする。

2 授業料分割納付の取り消し

- (1) 校長は、授業料分割納付の承認を受けた者が要綱第39条の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その理由を示して、文書により当該取消しを受けた者に、その旨を通知しなければならない。
- (2) 校長は、授業料分割納付の取り消しを受けた者に対し、納付期限を指定し、未納付の授業料を一括して納付させるものとする。

3 授業料等納付猶予の取り消し

- (1) 校長は、授業料等納付猶予の承認を受けた者が要綱第40条の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その理由を示して、文書により当該取消しを受けた者に、その旨を通知しなければならない。
- (2) 校長は、授業料等納付猶予の取り消しを受けた者に対し、納付期限を指定し、未納付の授業料等を一括して納付させるものとする。

4 授業料等還付の取り消し

- (1) 校長は、授業料等還付の承認を受けた者が要綱第41条の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。
- (2) 校長は、授業料等還付の取り消しの決定があった場合には、その理由を示して、文書により当該取り消しを受けた者に、その旨を通知しなければならない。
- (3) 校長は、授業料等還付の取り消しを受けた者について、既に還付済みの授業料等がある場合には、その取り消しに係る授業料等を徴収するものとする。

第9章 その他

第1節 全般注意事項

- 申請予定の者に対しては、事前に家族構成や生計状況について調査の上、その状況に応じた必要書類を指示し、できるだけ再度の書類提出を求めることがないよう努めること。
- 関係書類が不備である時点では、減免等の決定はできない。
- 単に借金があるというだけでは、減免等の対象とならない。
- この手引きに定めるもののほか、授業料等の減免等の取扱いについて必要な事項が生じた場合はその都度定めるものとする。

第2節 家計審査時の注意点

- 経済的理由により授業料の納入が困難であるか否かを審査するときは、同一世帯における現在から今後にかけての生活状態（収入状態）により審査すべきものであるため、家計調書の年間収入額には、今後1年間の見込みを記入する。
- 家計調書の年齢は、申請時点の満年齢とする。
- 両親がともに健在である場合は、審査にあたって慎重を期すること。